学校施設規模の比較（生野区）

表1　生野区内小学校の校地面積、運動場面積、教室数の大きい3校、小さい3校、平均値

（平成 25 年度現在）

多

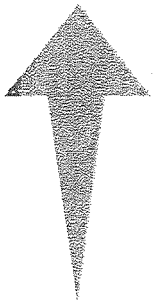

少

校地面積	
1	11,010 ㎡
2	10,945 ㎡
3	10,923 ㎡
:	:
平均	9,092 ㎡
:	:
17	7,458 ㎡
18	7,282 ㎡
19	6,714 ㎡

最大 1.6 倍の差

運動場面積	
1	7,404 ㎡
2	7,213 ㎡
3	6,559 ㎡
:	:
平均	4,182 ㎡
:	:
17	2,800 ㎡
18	2,320 ㎡
19	2,026 ㎡

最大 3.7 倍の差

教室数	
1	19 教室
2	19 教室
3	18 教室
:	:
平均	13 教室
:	:
17	11 教室
18	10 教室
19	6 教室

最大 3.2 倍の差

表2　生野区内中学校の校地面積、運動場面積、教室数の大きい3校、小さい3校、平均値

（平成 25 年度現在）

多

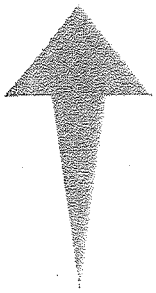

少

校地面積	
1	20,917 ㎡
2	19,535 ㎡
3	18,936 ㎡
:	:
平均	14,671 ㎡
:	:
7	10,239 ㎡
8	9,676 ㎡
9	9,502 ㎡

最大 2.2 倍の差

運動場面積	
1	15,560 ㎡
2	12,144 ㎡
3	9,910 ㎡
:	:
平均	7,724 ㎡
:	:
7	4,466 ㎡
8	3,664 ㎡
9	2,343 ㎡

最大 6.6 倍の差

教室数	
1	16 教室
2	14 教室
3	13 教室
:	:
平均	10 教室
:	:
7	9 教室
8	9 教室
9	8 教室

最大 2 倍の差

学校選択制・指定外就学基準の適用による学校決定までの流れ（例）

学校選択制・指定外就学基準の適用における、平成 27 年４月入学の場合の小・中学校それぞれの学校決定までの流れの一例は以下のとおりです。

なお、実際の手続きについては、平成 26 年度に対象者に送付するご案内をご確認ください。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">時　期</th><th>小　学　校</th><th colspan="2">中　学　校</th></tr>
<tr><th>指定外就学基準
（距離）</th><th>指定外就学基準
（部活動）</th><th>学校選択制</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平成26年</td><td rowspan="2">秋</td><td>――</td><td>部活動一覧の送付</td><td>学校案内、希望調査票の送付</td></tr>
<tr><td>――</td><td>見学など</td><td>学校説明会・見学など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12月</td><td>――</td><td>――</td><td>公開抽選</td></tr>
<tr><td colspan="3">就学通知書、手続きなどご案内の送付</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成27年</td><td rowspan="2">1月～
2月</td><td colspan="2">指定外就学基準の適用申請</td><td rowspan="2">・当選された方の辞退受付
・抽選に漏れた方の繰上げ申請</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開抽選</td></tr>
<tr><td>3月</td><td colspan="3">就学先の確定</td></tr>
<tr><td>4月</td><td colspan="3">入学</td></tr>
</table>

指定外就学要件一覧

（１）指定外就学にかかる全市統一の要件（基準）　＊平成26年４月１日から全市で適用開始（一部現在も運用中）

1	住宅の新築又は購入により、１年以内に通学区域外に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居後の住所の通学区域の学校に就学を希望する場合
2	住宅の建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の小、中学校への就学を希望するとき
3	学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の小・中学校への就学を希望するとき
4	小学校４年の最終学期の修了式の日以後又は中学校入学後の通学区域外への転居の場合で、卒業までの間、在学する学校に就学を希望する場合
5	保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、または、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき【小学校のみ】
6	市外に在住する児童生徒が大阪市立の小、中学校の院内学級に入級するとき
7	通学区域外で、本市が指定する小、中学校の特別支援学級に就学するとき
8	障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合
9	いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ、指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合
10	長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合
11	通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、小学校就学予定者及び児童に限る
12	通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更となる場合で、在学する学校に就学を希望する場合
13	他の学校への統合が予定されている場合で、あらかじめ統合後の学校に就学を希望する場合。ただし、受入可能な場合に限る
14	学校選択制を実施する区において、通学区域外で、かつ在学する学校を選択することができる区域に転居した場合で、在学する学校に就学を希望する場合
15	施設一体型小中一貫校に在学する児童生徒が、通学区域外に転居した場合で、現に在学する施設一体型小中一貫校に就学を希望する場合
16	指定校変更を受けた兄弟姉妹がいる場合で、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合
17	小学校を卒業するまでの間、指定外就学基準（全市統一の要件）により通学区域校の変更を受けた中学校就学予定者及びその保護者が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合。＊区が設定する指定外就学要件（距離）については適用対象外
18	その他指定外就学が必要と認められる場合

（２）区が設定可能な指定外就学要件（基準）　＊平成27年４月１日から生野区で運用開始予定

1	通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い小学校がある場合（区内のみ） ただし、自宅玄関から通学区域校の正門までの直線距離が400m以上ある場合に限る
2	就学校として指定された中学校に希望する部活動がなく、当該部活動を行う中学校に就学を希望する場合（区内のみ）

＊大阪市教育委員会規則第40号「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」（平成25年９月18日公布）に基づき作成

＊指定外就学要件（基準）は、制度改正により、平成26年４月１日から「指定校変更要件（基準）」となります。
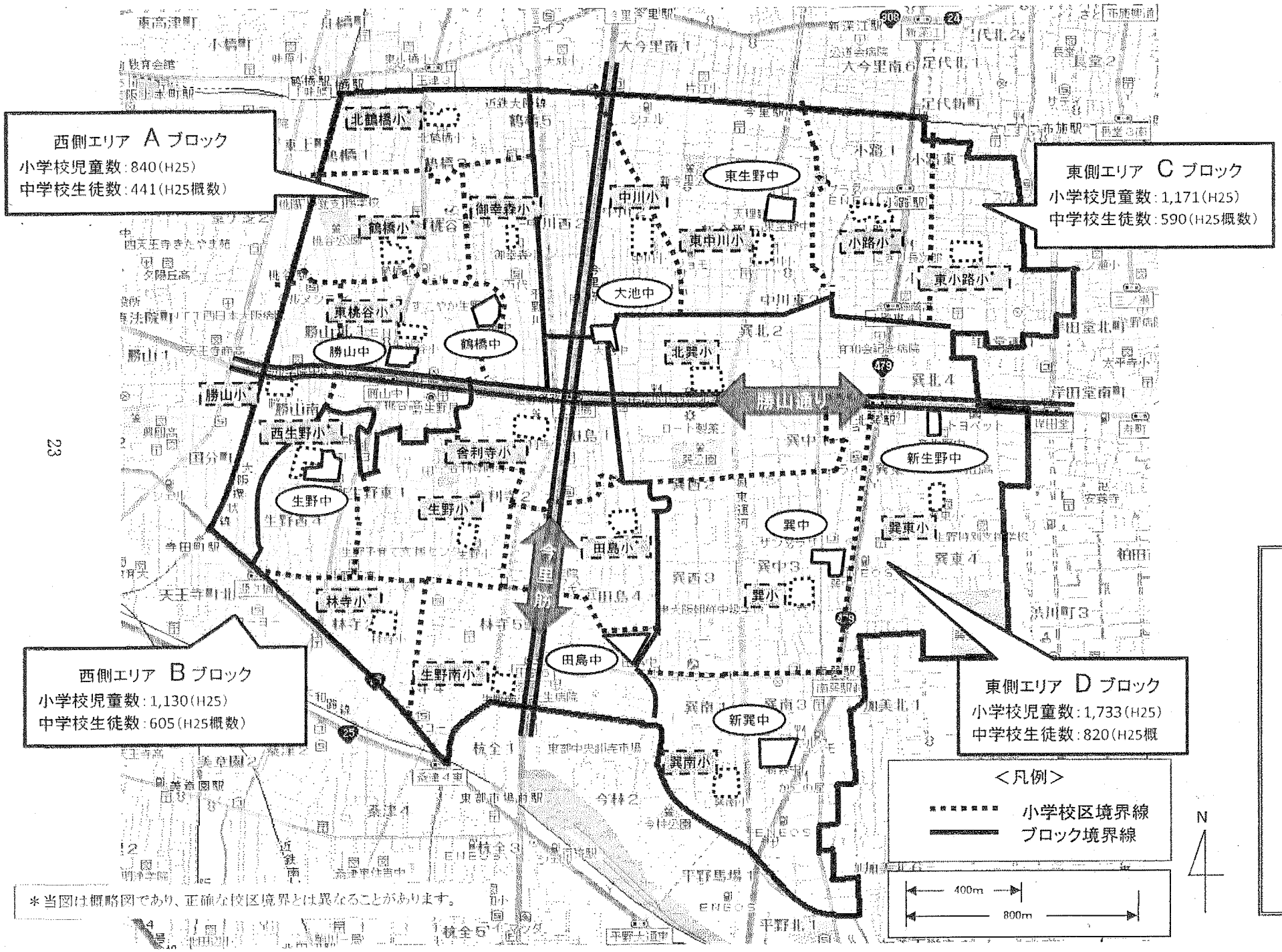
資料６　生野区通学区域（概況）